

令和8年度

償却資産申告の手引

市税につきましては、日頃より御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は土地や家屋のほか事業用の償却資産にも課されます。国分寺市内に
償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告して
いただくこととなっております(地方税法第383条の規定による。)。

つきましては、この手引をお読みいただき、同封の申告用紙に所要の事項を御記入の
上、御提出くださいますようお願ひいたします。

国分寺市総務部課税課固定資産税係

提出期限

令和8年2月2日(月)

新様式での御申告について

令和7年度分までは一部の方を対象に簡易申告用紙を送付しておりましたが、令和8年度分から全国のシステム標準化に伴い、それに対応した新様式で御申告いただくこととなりました。つきましては、新様式の申告書またはeLTAXをご利用ください。新様式については11、12ページをご参照ください。

※申告書変更の経緯

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」が令和3年9月1日に施行されました。これにより、固定資産税に関する事務が各地方公共団体において共通化し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理する事務となつたことで、システムを標準化し、様式も統一することとなりました。

▼参考:デジタル庁「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」

https://www.digital.go.jp/policies/local_governments

【目次】

1 債却資産とは	… 3～7ページ
(1)固定資産税が課される債却資産	
(2)課税標準及び税率	
(3)課税台帳の閲覧及び審査の申出	
(4)短縮耐用年数の承認を受けた資産	
(5)増加償却の承認を受けた資産	
(6)非課税該当資産	
(7)課税標準の特例を受けられる資産	
(8)相続された資産	
(9)債却資産と家屋との区分	
(10)主な資産の耐用年数	
2 申告について	… 8ページ
(1)申告していただく方	
(2)申告していただく資産	
(3)申告期限	
(4)注意事項	
(5)申告をされなかった場合、虚偽の申告をされた場合	
3 提出する書類と書き方	… 9～12ページ
(1)同封の書類	
(2)提出書類	
(3)記入方法	
4 よくある御質問	… 13～14ページ
—実地調査への御協力をお願いいたします—	… 15ページ
—郵送で申告をされる方へ—〈申告用封筒の作成方法の御案内〉〈御提出先及びお問合せ先〉	… 16ページ

【1 債却資産とは】

(1) 固定資産税が課される債却資産

固定資産税における債却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の課税客体は除く。)で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもので次のようなものをいいます。

資産の種類	主な債却資産の具体例
第1構築物	店舗造作(内装等)、簡易間仕切り、受変電設備、屋外電気設備、屋外給排水設備、門、塀、緑化施設等の外構工事、駐車場、広告設備、その他土地に定着する土木設備または工作物等 «家屋として評価しない建物附帯設備を含みます。6ページ参照»
第2機械及び装置	旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、コンベア、クレーン、建設機械、土木機械、印刷機械、各種物品の製造加工に使用する機械及び装置等
第5車両及び運搬工具	大型特殊自動車(車種番号が「9」または「0」のもの) (自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く)
第6工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、エアコン、パソコン、レジスター、テレビ、応接セット、陳列ケース、医療機器、理容及び美容機器、測定工具、取付工具、切削工具、作業工具、その他各種工具及び事務備品等

上記に掲げる事業用の債却資産には、次のものも含みます。

- ① 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の債却資産であっても個別債却しているもの。

※ただし、耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の債却資産について税務会計上固定資産として計上しないもの、または取得価格が20万円未満で一括して3年間で損金または必要な経費に算入したもの(「一括債却」の取扱いをしたもの)は対象となりません。

- ② 租税特別措置法の規定を適用し即時債却しているもの。

※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例、特別債却・割増債却(租税特別措置法)及び圧縮記帳(法人税法または所得税法)は、固定資産税には適用されませんので、必ず御申告ください。

- ③ 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び債却済資産であっても、令和8年1月1日現在において事業の用に供することができるもの。

- ④ 遊休または未稼働の償却資産であっても、令和8年1月1日現在において事業の用に供することができるもの。
- ⑤ 改良費(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。)
- ⑥ 家屋に施した建築設備、造作等のうち、償却資産として取り扱うもの。なお、家屋と償却資産の区分は6ページを参照してください。
- ⑦ 税務会計上土地勘定に計上している駐車場の舗装路面、フェンス等であっても、地方税法上においては構築物として御申告の対象となります。

(2) 課税標準及び税率

課税標準……償却資産申告書(償却資産課税台帳)に登録された価額です。

税率……100分の1.4(税額は、課税標準額に税率を乗じた額)

免税点……課税標準額が150万円未満の場合は課税されません(免税点となるかは計算の結果により判定しますので、資産の多少にかかわらず、御申告が必要です。)。

(3) 課税台帳の閲覧及び審査の申出

所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方は、国分寺市役所において償却資産申告書(償却資産課税台帳)に登録された価格等の閲覧が可能です。令和8年度の閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

なお、この価格に不服のある方は、文書をもって審査の申出をすることができます。詳しくは固定資産税係償却資産担当へお問い合わせください(16ページ参照)

(4) 短縮耐用年数の承認を受けた資産

耐用年数は本来「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数表が適用されますが、法人税法施行令第57条または所得税法施行令第130条の規定により所轄国税局長の承認を受けたときは耐用年数が短縮できます。

この場合は、国税局長の承認書の写しを申告書に添付してください。

(5) 増加償却の承認を受けた資産

通常の使用時間を超えて使用された機械及び装置は、法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定により、償却費を増額できることになっています。この場合は、所轄税務署長への届出書類の写しを申告書に添付してください。

(6) 非課税該当資産

地方税法第348条に規定する一定の要件に該当する非課税資産を所有する場合は、別途申告が必要となります。詳しくは固定資産税係償却資産担当へお問い合わせください(16ページ参照)。

(7) 課税標準の特例を受けられる資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税の負担が軽減されます。

特例の適用には、別途申請が必要です。市公式ホームページを御覧いただくか、御申告の際にお申し出ください。

(8) 相続された資産

お送りした申告書の所有者の欄に印字があり、かつ印字された所有者の方が亡くなる等で資産を相続された場合は、住所、氏名を二重線で消し、相続人の方の住所、氏名を御記入ください。

既に廃業された場合は申告書の「21」欄にある「廃業」を丸で囲い、廃業日を記入の上、御提出ください(10ページ参照)。

(9) 償却資産と家屋との区分

電気設備、ガス設備、給排水設備等、本来家屋と一体となって家屋の効用を発揮するための設備を建築設備といいます。家屋と償却資産の区分は、一般的に次の表に掲げるように取り扱われます。

設備等の種類	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
電気設備	工場等の電力源である電気設備	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
	冷凍倉庫における冷凍設備	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
	ビル等における受変電設備、蓄電池設備	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
	中央監視制御装置、電話機、交換機等の機器	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
	電力引込設備(引込開閉器盤および屋外の配線)	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
	電灯照明設備(屋外照明設備)	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
給排水設備	屋外に設置された給水塔、給排水管、引込工事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	屋内の給排水設備、衛生設備	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
ガス設備	屋外設備、引込工事等、特定の生産または業務用設備		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	上記以外の設備	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
給湯設備	ユニットバス用、床暖房用、洗面所用等	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
空調・換気設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	上記以外の設備(埋め込み型のエアコンを含む)	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
消火設備	消火器、ホース、ノズル、ガスボンベ等		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	消火栓設備、スプリンクラー等	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機等	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
厨房設備	飲食店、寮、社員食堂等の厨房設備		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
建築工事	床、壁、天井仕上げ、店舗造作等工事一式	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
外構工事	工事一式(門、塀、緑化設備等)		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他の設備等	簡易間仕切り、LAN設備、文字看板、ネオンサイン、機械式駐車場設備、駐輪場設備、集合郵便受、ゴミ処理設備、カーテン等		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

※家屋の所有者以外の方が取り付けた建築設備は、事業用資産である場合に限り、取り付けた方を当該建築設備の所有者とみなし償却資産として課税いたします。

(地方税法第343条第10項及び国分寺市市税賦課徴収条例第36条第6項)

(10) 主な資産の耐用年数

種類	構造または用途	細目	耐用年数
建物付属設備	電気設備(照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水または衛生設備及びガス設備		15
		アーケードまたは日よけ設備	15 8
構築物	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷 または石敷のもの	15
		アスファルト敷または木れんが敷のもの	10
		ビチューマルス敷のもの	3
	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造、ま たはブロック造のもの(果樹棚またはホップ 棚)	14
		その他のもの	17
		主として金属造のもの	14
		主として木造のもの	5
		土管を主としたもの	10
	緑化施設及び庭園	その他のもの	8
		工場緑化施設	7
		他の緑化施設及び庭園	20
器具及び備品	家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く)	事務机、事務椅子及びキャビネット(主と して金属製のもの)	15
		事務机、事務椅子及びキャビネット(その 他のもの)	8
		応接セット(接客業用のもの)	5
		応接セット(その他のもの)	8
		陳列棚及び陳列ケース(冷凍機付または 冷蔵機付のもの)	6
		陳列棚及び陳列ケース(その他のもの)	8
		冷房用または暖房用機器	6
	医療機器	消毒殺菌用機器	4
		歯科診療用ユニット	7
		レントゲンその他の電子装置を使用する 機器(移動式のもの、救急医療用のもの 及び自動血液分析器)	4
		レントゲンその他の電子装置を使用する 機器(その他のもの)	6
	娯楽またはスポーツ器具及び興行または演劇用具	パチンコ器、bingo器その他これらに類 する球戯用具及び射的用具	2

※表内の資産であっても、材質等により耐用年数が異なる場合があります。御申告に際しましては、必ず「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」での御確認をお願いいたします。

【2 申告について】

(1) 申告していただく方

令和8年1月1日現在で、国分寺市内に事業の用に供する償却資産を所有している個人または法人の方です。

(2) 申告していただく資産

① 今までに申告された方(増減資産の申告)

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得(増加)した資産及び減少した資産が対象です。

② 今年初めて申告される方(全資産の申告)

令和8年1月1日現在所有している全資産が対象です。

(3) 申告期限

令和8年2月2日(月)

申告期限間近になると受付が大変混雑しますので、お早めに御提出くださいますようお願いいたします。

(4) 注意事項

- ① 青色申告書等を税務署に提出されている方も、内容に注意し、必ず御申告ください。
- ② 郵送で申告される方は、申告書控用に受付印を押して返送しますので、住所、氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒がない場合、または切手を貼っていない場合は返送できません。詳しくは固定資産税係償却資産担当へお問い合わせください(16ページ参照)。

(5) 申告をされなかった場合、虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び国分寺市市税賦課徴収条例第56条の規定により、過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがあります。

【3 提出する書類と書き方】

同封されている書類と御提出いただく書類

(1) 同封の書類 (申告方法によって異なります。)

- ① 固定資産税(償却資産)の申告について
- ② 償却資産申告書(償却資産課税台帳)……………(緑 色)
- ③ 種類別明細書(増減資産用)……………(赤 色)
- ④ 償却資産種類別明細書(申告者用参考資料)
- ⑤ 償却資産申告の手引

(2) 提出書類 次の表の区分により○印で示してあります。

(3) 記入方法 11~12ページの「記入例」を参照してください。

今までに申告された方(増加・減少申告)	同封書類:①~⑤
---------------------	----------

同封の「償却資産種類別明細書(申告者用参考資料)」をもとに、前年中の増加・減少資産の有無を御確認ください。

申告の区分	申告書	種類別明細書	記入事項
		増減資産用	
資産増減がない方	<input type="radio"/>	—	申告書の「19資産に増減なし」欄をチェック☑し、「前年前に取得したもの(イ)」欄に印字してある取得価額を、そのまま「計(二)」の欄に御記入ください。
増加資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書(赤)に、増加した資産(申告もれを含む)のみ御記入ください。
減少資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書(赤)に、減少した資産(申告もれを含む)のみ御記入ください。
増加・減少資産が両方ともある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書(赤)に、増加・減少した資産(申告もれを含む)をそれぞれ御記入ください。

電算処理により独自の申告書を使用する場合は、用紙のサイズをA4にし、当市から送付した申告書に添付して御提出ください。

初めて申告される方(全資産申告)

同封書類:①②③⑤

申告の区分	申告書	種類別明細書	記入事項
		増減資産用	
申告する資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書(赤)に、国分寺市内に所在する全資産を御記入ください。
申告する資産がない方	<input type="radio"/>	—	申告書の「20該当資産なし」欄にチェック <input checked="" type="checkbox"/> を御記入ください。

廃業等をされた方(取消申告)

令和8年1月1日現在、国分寺市内で事業を行っていない方は、申告書「21」欄をチェックし、該当の項目を丸で囲み、その日付を記入した上で申告書のみ御提出ください。

事由	記入事項例
市外へ転出した場合	※事由を丸で囲い、それぞれの日付を記入 「転出」を丸で囲う ※申告書「22備考」欄へ転出先を記入
廃業した場合	「廃業」を丸で囲う
解散した場合	「解散」を丸で囲う
その他	「その他」を丸で囲い、内容を記入

※こちらの欄に書ききれない場合や該当する事由がない場合は「22備考(添付書類等)」へ御記入ください。
また、個人廃業して法人設立した場合についても「22備考(添付書類等)」へ御記入ください。

電子申告(エルタックス)の受付について

市では、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用した御申告を受け付けていますので、ぜひ御活用ください。

«エルタックスの御利用手続きに関するお問い合わせ先»

【地方税共同機構】

- エルタックスホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ヘルプデスク: 0570-081459
(上記の電話番号でつながらない場合 03-6745-0720)
- 受付時間: 9:00~17:00(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

〔申告書の記入例〕

印欄は企業の計算処理による申告をする方のみ記入ください

19 ~ 21

借用資産の有無について、該当する方をチェックしてください。借用資産がある場合は、貸主の名稱、住所等を記入してください。

•

②資産がない場合は『該当資産なし』にチェックしてください。
②転出・廃業・解散・その他に該当する場合はチェックのうえ該当部分を○で囲い、その年月日を記入してください。

1

は、賃主の名前、住所等を記入してください。

8

申告書等送付番号を記入してください。
（分かれる場合のみ）。

（お預けのものには、この欄に記入しない。）

所有者全員の氏名、住所を記入してください。
（所有権を共有している場合は、）

（償却資産を共有している場合は、）

例：国分寺太郎外 1 名の場合
国分寺花子（国分寺市泉町2-2-18）

令和7年中に移転等異動があった場合には、その旨を記入してください。

※令和8年より新様式となっていますが、自社のシステムを利用する等の場合は、当面の間旧様式にて御申告いただくことができます。

種類別明細書の記入例

所 有 者 名		② 1枚のうち 1枚 目		令和8年度 種類別明細書（償減資産用）									
① 資産の種類 番号	④ 物件番号 (注1)	⑤ 資産の名称	⑥ 取得年月 (注3)	⑦ 取得年月 (注4)	⑧ 取得額 (注5)	⑨ 取得年月 (注6)	⑩ 申告年度 耐用年数 (注7)	⑪ 申告年度 耐用年数 (注8)	⑫ 増減理由 (注9)	⑬ 摘 要 (注10)	要 (注11)		
01	1 1	0000001	内装工事	1 5 7 3	800,000	13	1						
02	1 6	0000002	エアコン	1 5 7 6	580,000	6	1						
03	2 6	0000003	看板	4 4 19 3	800,000	5	4	5枚のうち1枚 (200,000円) 減失					
04	2 6	0000004	エアコン	1 4 17 5	800,000	0	6	1,000,000円 → 800,000円					
05													
06													
16													
17													
18													
19													
20													
										小計			

【注意！】
新様式では減少資産が発生した場合、増減理由に4を記入のうえ、取得額に減少後の取得価額が入ります（全部減少の場合は0が入ります）

（省略）

注意1 異動区分の欄は、1増加、2減少、3修正のいずれかの数字を記載ください。
 注意2 資産の種類の欄は、1 機械及び装置 2 通風・空調機 3 船舶 4 新航機 5 重機及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字を記載ください。
 注意3 取得年月の欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字を記載ください。
 注意4 新取扱の欄は、元日 01 日に取得した場合には「記載」であります。
 注意5 異動区分方が減少の場合は、取扱額の欄に減少後の取扱額（例：全部減少の場合は0になります）を、摘要の欄に減少前の取扱額を記載ください。
 注意6 増減理由の欄は、1 新品取扱、2 中古品取扱、3 売却、4 減失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字を記載ください。

- 氏名または名称を記入してください。
- この種類別明細書について、ページ数をつけてください。（例：総枚数1枚のうち1枚目）
- 異動区分の欄には「1.増加、2.減少、3.訂正」のいずれかの数字を記入ください。
資産の種類の欄には「1.構築物、2.機械及び装置、5.車両及び運搬工具、6.工具、器具及び備品」のいずれかの数字を記入してください。
- 別紙の種類別明細書に記載の物件番号を書き写してください。新たに追加される資産については空欄にしてください。
- 資産の名称等を記入してください。（漢字・ひらがな可）
- 資産の数量（個数または台数）を記入してください。
- 資産を実際に取得または製作した年月を記入してください。
年号には「3.昭和、4.平成、5.令和」の数字を記入してください。
- 「異動区分」が2.減少の場合、「取得価額」（例）が減少後の「取得価額」の欄に減少前の「取得価額」が「0」が入ります。「摘要」をご記載ください。
その他の、該当資産の価額の決定にあたって必要な事項を記入してください。
- 「新品取得、2.中古品取得、3.売却、4.減少、5.移動、6.その他」のいずれかの数字を記入してください。
- 申告年度につきましては、空欄でかまいません。
- 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。
中古資産については、耐用年数を適用している場合にその耐用年数を、また、国税局長の承認を経て耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。
- 資産を取得するためには支出した金額または支出去すべき金額（附帯費用を含みます。）を記入してください。
償却資産の評価上認められておりませんので、圧縮前の取得額を記入してください。
- 元日（1月1日）に取得した場合には1を記入してください。

【4 よくある御質問】

Q1：今年初めて申告書が送られてきました。どのようにすればいいですか？

A1：店舗や店舗兼用住宅、アパート等を新築された方、新しく事業を始められた方には、お申出がなくても申告書をお送りしています。土地、家屋以外に事業用資産（償却資産）をお持ちの場合はこの手引を御参照いただき、申告書に御記入のうえ御提出ください。なお、該当する資産がない場合でもその旨を御記入のうえ、申告書は必ず御提出ください。

Q2：昨年中に飲食店を開業しました。どのようなものを申告する必要がありますか？

A2：飲食店の場合、各種厨房機器、冷蔵庫、テーブル、椅子、レジスター、エアコン、テレビ、カラオケ、看板等です。また、自己所有の建物ではなく貸店舗のテナントとして開業した場合については、店舗用に施工した内装や電気配線、空調設備、給排水設備等も償却資産の対象となります。

Q3：昨年中にアパート経営を始めました。アパート経営者も償却資産の申告が必要ですか？

A3：アパート経営は、他人に貸し付けを行う不動産賃貸業となるので申告が必要です。対象となる主な資産は、周囲のフェンス・塀・側溝・外灯・門・看板等の外構工事、自転車置場、ごみ置き場、各部屋に設置されたルームエアコン、駐車場等のアスファルト舗装等があります。給排水設備、ガス設備の屋外部分も対象となります。

Q4：アパート経営の分の確定申告は減価償却費として一括計上しているので、外構等の内訳がわかりません。どのようにすればよいですか？

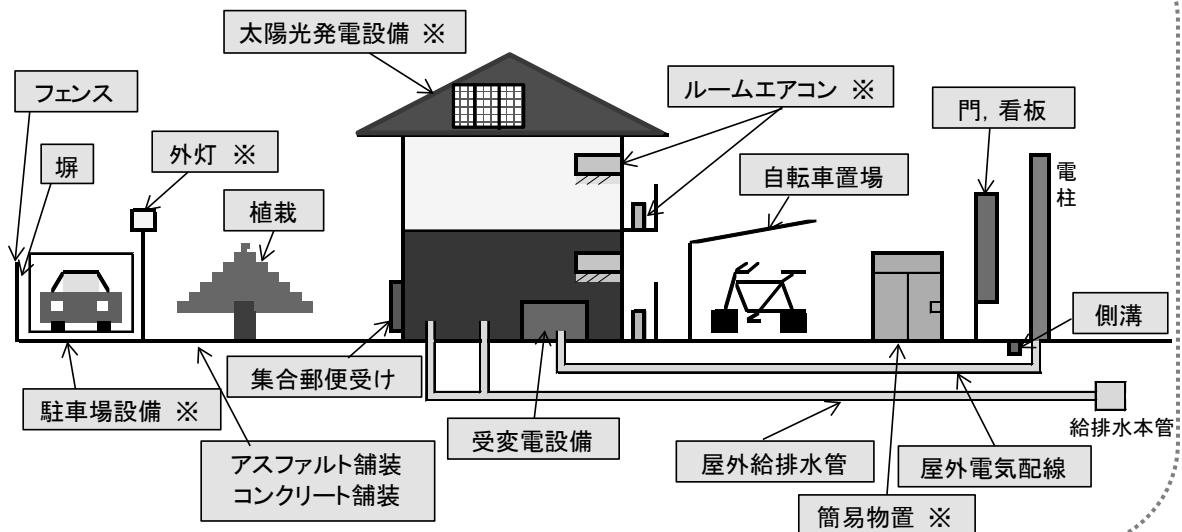
A4：家屋としての課税は建物本体のみですので、屋外の設備や外構等は建物総額の中から分けて申告する必要があります。見積書等を参照し、償却資産に該当するものを御申告ください。

Q5：敷地の中にはアパート本体しかなくて、外構や屋外設備はほとんどないと思うのですが、申告する必要はありますか？

A5：上下水道における本管からの引き込み工事や、建物周囲の舗装、植栽、駐車場整備、自転車置場等、その多少にかかわらず御申告いただく必要があります。

《参考》

□ 内が償却資産の対象になります。
※の資産については、種類により家屋の対象となる場合がございます。詳しくはお問い合わせください。



Q 6：市内で農業を営んでいるのですが、農機具や農耕用の車両等は課税対象でしょうか？

A 6：事業で使用されているものは基本的に課税対象となります。ただし、農耕用のトラクターやテラーラー付耕うん機等でナンバープレートの付いているものは自動車税または軽自動車税の課税対象ですので、御申告の必要はありません。

Q 7：昔から事業を行ってきましたが、初めて申告書が送られてきました。申告しなければならないのでしょうか？また、送られてこない場合は申告しなくていいのでしょうか？

A 7：登記制度のある家屋や土地とは違い、償却資産は自治体での把握が困難なため、地方税法の規定により所有者が市町村長に申告する制度となっております。申告書が届かなくても、事業用資産をお持ちの個人、法人は償却資産の申告をする義務があります。

Q 8：家庭用にも事業用にも使用している備品等は、償却資産に該当しますか？

A 8：家庭用としてのみ使用されている場合は償却資産に該当しませんが、事業用にも使用されている場合は償却資産に該当します。これは、事業用に使用される割合が家庭用に使用される割合よりも小さい場合であっても同様です。

Q 9：毎年、税務署へ法人税（または所得税）の申告をしているのに、市にも申告が必要なのなぜですか？

A 9：税務署への御申告は「法人税または所得税（国税）」の御申告で、そこでは償却資産を「減価償却費を必要経費として」計上されています。一方、今回御案内しております償却資産の御申告は「固定資産税（市町村税）」として所有する資産（財産）のものとなり、申告対象資産も異なる場合がありますので、税務署とは別に御申告が必要です。

Q 10：共有で資産を持っています。持ち分に応じて申告してもいいですか？

A 10：固定資産税は、地方税法第10条の2第1項の規定により、持分に関係なく共有者全員が連帯して全額を納付する義務（連帯納税義務）があります。このため、共有者それぞれの持ち分に応じて課税することはできません。代表者の方が御申告し、御納付していただきましようお願いいたします。

Q 11：年の途中で廃業した場合の固定資産税（償却資産）はどうなりますか？

A 11：毎年1月1日現在（賦課期日）に償却資産を所有している方に4月1日から始まる年度分の固定資産税として課税されます。このため、年の途中で廃業したとしてもその年度分の税金はお支払いいただく必要があります。翌年の申告書の御提出で、廃業の御申告をお願いいたします。

Q 12：申告内容に誤りがありました。どうしたらいいですか？

A 12：修正申告をお願いいたします。通常御提出いただいている申告書と同様に、修正後の数値等を記入し、上部余白に赤字で『修正申告』と明記し、再度御提出ください。

Q 13：償却資産の申告書は、どこへ行けばもらえますか？

A 13：市役所で用意しています。国分寺市のホームページからダウンロードもできます。なお、企業の電算処理による独自の申告書でも御申告いただけます。電子申告（e LTAX）もぜひ御利用ください(10ページ参照)。

実地調査への御協力をお願いいたします

当市では、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。

国分寺市内で事業を行っているにもかかわらず、当市の固定資産税(償却資産)について未申告であることが判明した場合に、訪問し、調査をさせていただいております。市内で事業を始めた際には、未申告で営業をされることがないよう必ず申告をしてください。

また、申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがあります。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、実地調査にともなって修正申告をお願いすることがあります、その際は資産の取得年に応じて遡って課税することになりますので、あらかじめ御承知おきください。

<地方税法から一部抜粋(参考)>

(徵稅吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)

第二百五十三条 市町村の徵稅吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）次条第一項第一号及び第二号、第三百九十六条第一項、第三百九十九号、第三百九十七条第一項第一号及び第二号並びに第三百九十七条第二項第一号及び第二号において同じ。）の他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納稅義務者又は納稅義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴

收に関し直接関係があると認められる者

以下 第216項省略

(固定資産税の申告)

第三百八十三条 固定資産税の納稅義務がある償却資産の所有者は、第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事が指定した債務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した債務大臣が評価すべき償却資産の所有者を除くは、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積額その他の償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を、月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

(固定資産税の納稅義務者等)

第三百四十三条 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他の総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取付けたものであり、かつ、当該家屋に付合せしたことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

第1~9項省略

(固定資産に係る虚偽の申告等に関する罰則)

第三百八十五条 第三百八十三条から前条までの規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取付けたものであり、かつ、当該家屋に付合せしたことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

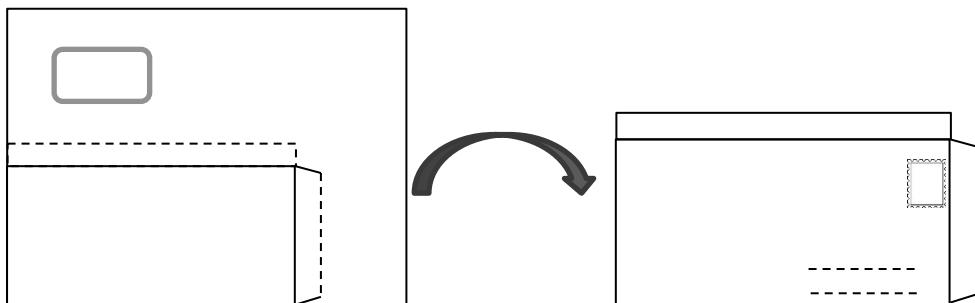
第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者（第三百四十三条第五項及び第六項の場合には、これらに規定により所の法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合は、その行為により同項又は第三項の違反行為をした場合においては、その行為が罰金を科する。その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。）の虚偽の申告をした場合に、その行為により同項又は第三項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

第四百八十六条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない。

郵送で申告をされる方へ
<申告用封筒の作成方法の御案内>

償却資産申告書を送付した封筒を切り取って、申告用に御利用いただけます。作成方法は下記のとおりです。ぜひ御利用ください。

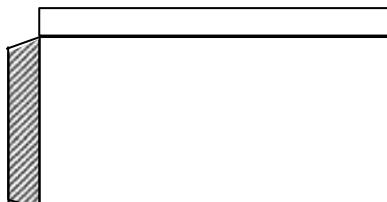
1. 封筒にある点線(キリトリ線)に沿って切り取ってください。



2. 切手を貼付し、住所・氏名を記入した後、封筒を裏返して、下図の斜線部分の表と裏にのり付けしてください。



3. 申告書類等を入れた後、下図の斜線部分の表と裏にのり付けしてください。



★御提出前に次の確認をお願いいたします★

償却資産申告書(11ページ参照)

- 「1住所」の連絡先(電話番号)の記入
- 「17資産の所在地」の記入

種類別明細書(増減資産用 12ページ参照)

- ①所有者名の記入
- ③移動区分、資産の種類の記入
- ⑦増減資産の取得年月、⑨価額、⑩耐用年数の記入
- ⑫増減理由の欄(1~6)の記入
- ⑬摘要(減少であれば減少前の取得価額を記入)

〈御提出先及びお問合せ先〉

〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号

国分寺市 総務部課税課固定資産税係 償却資産担当

電話番号 042-312-8622 (直通)